

労働者災害補償保険法施行規則の一部改正 (中小企業労働時間適正化促進助成金の創設)

I. 趣旨

労働者の労働実態をみると、労働時間分布の長短二極化が進行している。また、長時間労働等に起因した脳・心臓疾患及び精神障害等に係る労災認定件数も高水準で推移しており、長時間労働の是正により労働者の健康を確保することは喫緊の課題となっている。

また、少子化対策の観点からも、労働者が家族とふれあう時間を確保することが最重要課題となっている。

このため、働き方の見直しにより長時間労働の是正に積極的に取り組む中小事業主に対する支援策として、「中小企業労働時間適正化促進助成金」を創設する。

II. 概要

特別条項付き時間外労働協定^(※1)を締結している中小事業主^(※2)が、長時間労働を是正するために、次のイからハまでの事項を盛り込んだ「働き方改革プラン」(実施期間 1年間)を策定し、プランに盛り込まれた内容を実施した場合に、100万円を支給する。

イ 次のいずれかの取組

- ① 特別条項付き時間外労働協定の対象労働者を半分以上減少させること
- ② 割増賃金率を自主的に引き上げること(限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を35%以上に、又は、月80時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を50%以上に引き上げること)

ロ 次のいずれかの取組

- ① 年次有給休暇の取得促進
- ② 休日労働の削減
- ③ ノー残業デー等の設定

ハ 次のいずれかの取組

- ① 業務の省力化に資する設備投資等の実施(300万円以上のものに限る)
- ② 新たな常用労働者の雇入れ

※1 時間外労働の限度時間(1箇月45時間)を臨時的に超えて時間外労働を行う場合に締結しなければならないもの

※2 中小事業主とは

- ・ 小売業においては、資本金・出資金の額が5,000万円以下又は常用労働者が50人以下
- ・ 卸売業においては、資本金・出資金の額が1億円以下又は常用労働者が100人以下
- ・ サービス業においては、資本金・出資金の額が5,000万円以下又は常用労働者が100人以下
- ・ その他の業種については、資本金・出資金の額が3億円以下又は常用労働者が300人以下

である事業主をいう